

支援事業・制度の概要

分野	⑥安全・安心 ⑨まちづくり
活用する場面	VI 「地域づくりの事業や活動について資金助成を受けたい」場面
事業・制度の名称	木造住宅耐震改修事業
趣旨	住宅の耐震化を促進するため、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された木造住宅の耐震改修工事を実施する所有者を対象に、その費用の一部を補助します。
実施主体	対象住宅の所有者(個人)
支援対象事業	老朽住宅の耐震改修工事に要する費用 (耐震改修設計、耐震改修工事監理)
採択要件、補助要件	昭和56年5月31日以前に工事着手した木造住宅 (在来軸組工法の戸建ての住宅(併用住宅及び借家を含む。))
補助率、補助限度額等	市町により多少違いがありますが 補助対象経費の2/3【国1/3、県・市町1/6】以内 かつ、限度額84万円(設計、工事、監理)まで。 (20万円(設計)60万円(工事)4万円(監理)まで)
採択枠、募集方法、採択スケジュール等	平成24年度より全市町で実施募集 (市町によって多少前後するが、年度当初からの受付)
最近の実績	工事・監理 23年度 15戸(4市町) 24年度 46戸(10市町) 設計 23年度 21戸(6市町) 24年度 58戸(10市町)
県の担当窓口	建築住宅課・住宅企画係 TEL 089-912-2760 FAX 089-941-0326
関係省庁、団体等	各市町の耐震改修担当課
関係URL	